

議案第十一号

杉並区みどりの条例

右の議案を提出する。

平成十八年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区みどりの条例

みどりの条例（昭和四十八年杉並区条例第二十四号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条 第八条）

第二章 みどりの保全（第九条 第十五条）

第三章 みどりの育成（第十六条 第二十一条）

第四章 みどりの保全及び育成に関する協定等（第二十二条 第二十四条）

第五章 雑則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、杉並区（以下「区」という。）におけるみどりの保全及び育成に關し必要な事項を定め、区、区民及び事業者の協働の下に、みどりの恵み豊かな都市環境

の形成を図り、もって現在及び将来の区民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「みどり」とは、樹木その他の植物並びに動植物の生息又は生育の基盤である土及び水等の要素と一体となつて自然環境を形成している土地をいう。

(参画及び協働)

第三条 区は、区民及び事業者（以下「区民等」という。）が行うみどりの保全及び育成に関する自発的な活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるとともに、みどりの保全及び育成の推進を図るための事業の実施に区民等が参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 区及び区民等は、みどりに関する課題の解決を図り、区民等が共にみどりの恵みを享受するため、相互に協力してみどりの保全及び育成に取り組まなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、この条例の規定による施策並びに都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号。以下「法」という。）に規定する特別緑地保全地区、緑化地域、緑地協定、市民緑地及び緑化施設整備計画等に係る施策その他のあらゆる施策を通じて、みどりの保全及び育成を積極的に推進しなければならない。

2 区は、環境教育及び広報活動を通じてみどりに関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない。

3 区は、みどりの保全及び育成を図るために広域的な取組を必要とする場合は、国及び東京都その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めなければならない。

（区民の責務）

第五条 区民は、みどりの保全及び育成に自ら努めるとともに、区が実施するみどりの保全及び育成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第六条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、みどりの保全及び育成のために必要な措置を講ずるとともに、区が実施するみどりの保全及び育成に関する施策に協力しなければならない。

（基本計画の策定及び調査）

第七条 区長は、みどりの保全及び育成に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、法第四条第一項に規定する基本計画として、杉並区みどりの基本計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定するとともに、おおむね五年ごとにみどりの実態調査を行い、これを公表しなければならない。

2 区長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、区民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、杉並区環境清掃審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

3 区長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(区の木)

第八条 区の木は、杉、アケボノスギ及びサザンカとする。

第二章 みどりの保全

(樹木の保全)

第九条 何人も、現存する樹木を保全するよう努めなければならない。やむを得ず伐採したときは、同数以上の樹木を植栽するよう努めなければならない。

(保護の指定)

第十条 区長は、樹木、樹林、生けがき又は草地(以下この条において「樹木等」という。)であつて規則で定める基準に該当するものを、その所有者の同意を得て、保護を要する樹木等として指定することができる。

2 区長は、前項に定めるもののほか、美観の維持等に資する樹木であつて規則で定める基準に該当するものを、その所有者の同意を得て、貴重木として指定することができる。

3 区長は、前二項の規定に基づき保護を要する樹木等又は貴重木(以下「保護樹木等」という。)を指定したときは、これを表示する標識を設置するものとする。

4 何人も、前項の規定により設置された標識を、区長の承諾を得ないで移転し、若しくは除去し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

(所有者の義務)

第十一条 保護樹木等の所有者(以下この条から第十四条までにおいて「所有者」という。)は、保護樹木等が常に良好な状態を保つよう努めなければならない。

2 保護樹木等について次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、所有者（第二号に該当する場合にあつては、新たに所有者となつた者）は、遅滞なく、その旨を区長に届け出なければならぬ。

一 滅失し、枯死し、又はこれらに準ずる異変があつたとき。

二 所有者が変更したとき。

三 所有者の住所を変更したとき。

（支援等）

第十二条 区長は、保護樹木等の保護に関し必要があると認めるときは、保護に要する費用の一部の補助その他の必要な支援を行うことができる。

2 区長は、保護樹木等の保護のため必要な限度において、所有者に対して、保護樹木等の現状又は管理の状況について報告を求めることができる。

（指定の解除）

第十三条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保護樹木等の指定を解除することができる。

一 保護樹木等について滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したとき。

二 所有者から指定の解除をすべき旨の申請があつたとき。

三 公益上の理由その他特別な理由があるとき。

2 区長は、前項の規定により指定の解除をしたときは、その旨を所有者に通知しなければならぬ。

(特別樹林)

第十四条 区長は、保護樹木等のうち、公園、緑地その他の空間地として確保することができる土地の樹林を、特別樹林として指定することができる。

2 第十条から第十二条までの規定は、前項の規定による特別樹林の指定について準用する。

3 所有者は、特別樹林を伐採し、又は当該樹林若しくは樹林地を譲渡しようとするときは、その一月前までに、区長に対して、当該樹林地の買い取り請求を行わなければならない。

4 区長は、前項の請求があつたときは、速やかに、所有者と協議のうえ、当該樹林地を買い取るか否かを決定しなければならない。

5 区長が前項の規定により買い取らない旨の決定をしたときは、当該特別樹林の指定は解除されたものとみなす。

(適正な管理)

第十五条 みどりを所有し、又は管理する者は、当該みどりに起因して周辺的生活環境が損なわれることのないよう、整枝を行う等、適正な管理に努めなければならない。

2 区長は、みどりの適正な管理に関し必要があると認めるときは、技術的な助言その他の必要な支援を行うことができる。

第三章 みどりの育成

(みどりのベルト)

第十六条 区長は、多様なみどりを系統的に配置することにより形成される帯状のみどりの空間（以下この条において「みどりのベルト」という。）の形成を図るため、その設置し、又は管理する道路、河川、公園、学校その他の公共施設について、別に定める基準により、みどりの育成に努めなければならない。

2 区長は、区民等が接道部（敷地のうち道路に接する部分をいう。）又は建築物の屋上若しくは壁面の緑化等の取組を行う場合において、当該取組が区内におけるみどりのベルトの形成に寄与するものであると認めるときは、当該取組を行う区民等に対して、技術的な助言及び予算の範囲内での助成をすることができる。

（緑化計画書の届出等）

第十七条 住宅等の建設、宅地の開発、自動車駐車場の設置又はこれらに類する行為で規則で定めるものを行おうとする者（以下この条において「建設者等」という。）は、規則で定めるところにより、緑化に関する計画書を作成し、区長に届け出なければならない。

2 建設者等は、前項の規定による届出に係る緑化が規則で定める基準に適合していないときは、良好な都市環境の形成に必要な措置について、区長に協議しなければならない。

3 前項の規定による協議があった場合において、区長が特に認めるときは、建設者等は、規則で定める緑化委託金の納入をもつて同項の措置とすることができる。

4 前項の緑化委託金は、みどりの保全及び育成の推進を図るための事業に要する経費に充てるものとする。

（緑化の完了届）

第十八条 前条第一項の届出を要する行為を行った者は、遅滞なく、区長に緑化の完了を報告するための書類（以下「緑化完了届」という。）を提出しなければならない。

（勧告）

第十九条 区長は、第十七条第一項の規定による届出を行わずに同項の届出を要する行為に着手し、又は届出を行った内容に違反した者に対して、当該届出を行い、又は当該届出を行った内容に適合する緑化を行うよう勧告することができる。

2 区長は、第十七条第二項の規定による協議をしない者に対して、当該協議をするよう勧告することができる。

3 区長は、緑化完了届を提出しない者に対して、緑化完了届を提出するよう勧告することができる。

（落葉等の循環的利用）

第二十条 区長は、落葉及び除去された草木の堆肥化その他のみどりの循環的な利用を図るための施策の実施に努めなければならない。

（水の健全な循環）

第二十一条 区長は、雨水の地下への円滑な浸透その他の水の健全な循環を促進するための施策の実施に努めなければならない。

第四章 みどりの保全及び育成に関する協定等

（区民管理協定）



第二十二條 区長は、屋敷林等の区内のみどりで規則で定めるものの管理について、当該みどりの所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下この条において「所有者等」という。）並びに区民等で構成される当該みどりの管理を行う団体と次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において「区民管理協定」という。）を締結することができる。

一 区民管理協定の目的となるみどりの区域（以下この条において「区民管理協定区域」という。）に関する事項

二 区民管理協定区域の管理の方法に関する事項

三 区民管理協定区域の区民利用に関する事項

四 区民管理協定区域の管理について区長が行う支援に関する事項

五 区民管理協定の有効期間

六 第二号に規定する事項に違反した場合の措置に関する事項

2 区民管理協定の締結及び区民管理協定において定めた事項の変更については、所有者等の全員の合意がなければならぬ。

（保全及び育成の協定）

第二十三條 区長は、前条に規定するもののほか、みどりの保全及び育成に関し必要な事項を定めた協定を、区民等と締結することができる。

2 区長は、区民等が相互の間のみどりの保全及び育成に関する協定を締結した場合には、当該協定がこの条例の目的に照らして適当であると認めるときは、当該協定を締

結した者に対して、技術的な助言及び予算の範囲内での助成をすることができる。

(地区の指定)

- 第二十四条 区長は、特にみどりの保全及び育成を図るべき地区を指定することができる。
- 2 区長は、前項に規定する地区を指定しようとするときは、当該地区内の住民の意見を聴かなければならない。

- 3 区長は、第一項に規定する地区を指定したときは、前二条に規定する協定の締結の促進その他保全及び育成を図るべきみどりの特質に即した措置を講じなければならない。

第五章 雑則

(事実の公表)

- 第二十五条 区長は、第十九条の規定による勧告に従わなかった者又はこの条例の規定に違反して著しくみどりを破壊している者があるときは、審議会の意見を聴いて、その事実を公表することができる。

(委任)

- 第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成十八年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正後の杉並区みどりの条例（以下「改正後の条例」という。）第十七条第一項の届出を要する行為に相当する行為で、施行日前に着手しているものについては、同項の届出を要しない。

3 この条例の施行前にこの条例による改正前のみどりの条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、改正後の条例中にこれに相当する規定がある場合には、改正後の条例の相当規定によってしたものとみなす。

（提案理由）

みどりの保全及び育成に関する施策のより一層の充実を図る必要がある。